

静岡県医療法人各種認可取扱要領

第1章 趣旨

この要領は、静岡県知事が所管する医療法人について、医療法（昭和23年法律第205号）に規定されている各種認可の基準を定めるものとする。

第2章 医療法人の設立

1 医療法人の資産

病院、診療所、介護老人保健施設又は介護医療院（以下「病院等」という。）を開設しようとする医療法人は、開設しようとする病院等の業務を行うために必要な資産を有しなければならない。

医療法人が業務を行うのに必要な資産については、次のとおりとする。

(1) 不動産

- ア 診療の用に供する土地及び建物は、原則として法人が所有すべきものであること。
- イ 土地又は建物を賃借する場合は、契約期間が長期間（概ね10年以上）であること又は契約の更新が円滑に行われることが契約内容に明記されていること。
- ウ 賃借料は、近隣と比較して著しく高額でないこと。

(2) 設備、薬品衛生材料等

医療用機械器具、什器備品、薬品衛生材料等は、原則として現物抛出又は寄附により法人の所有財産とすること。

ただし、運転資金とは別に買取資金を準備して個人から買い取る場合、又は契約期間が長期間にわたるもので、かつ、確実なものである賃貸借の場合には、この限りでない。

(3) 運転資金

- ア 法人による病院等の開設後、2月分以上の運転資金（概ね2月に要する医業費用、借入金返済、売買代金返済及び支払利息に要する額から減価償却費を差し引いた金額）を有すること。
- イ 既存の病院等を開設している場合、法人化する以前の診療報酬等未収金を運転資金とすることも認められるが、可能な限り現金又は換金が容易な預金、債券等とすること。

(4) 負債の引継

- ア 医療法人の設立に際して、現物抛出又は寄附すべき財産が医療法人に不可欠のものであるときは、その財産の取得、整備又は拡充のために生じた負債は、法人に引き継ぐことができる。
- イ 引き継ぐ負債額が現物抛出又は寄附すべき財産の評価額を上回る場合は、現物抛出又は寄附すべき財産の評価額の範囲内においてのみ負債の引継ぎを認めること。
- ウ 負債が財産の従前の所有者が当然負うべきもの又は医療法人の健全な管理運営に支障を来すおそれのあるものである場合には、法人への引継ぎは認めないこと。
- エ 流動性の高い運転資金、医薬品、消耗品等の取得に要した負債は、法人への引継ぎを認めないこと。

2 医療法人の役員、社員等

(1) 役員の定数等

- ア 役員は、理事3人以上、監事1人以上を置くこと。
- イ 理事又は監事のうち、その定数の5分の1を超える者が欠けた場合は、1月以内に補充しなければならないこと。
- ウ 医師又は歯科医師が常時1人又は2人勤務する診療所を1箇所のみ開設する医療法人は、知事の特例認可を受けて、定款に規定する理事の定数を2人又は1人とすることができる。この場合においても、可能な限り理事は2人置くことが望ましいこと。
- エ 財団たる医療法人（以下「財団医療法人」という。）には、理事の定数を超える数の評議員をもって評議員会を置くこと。
- オ 医療法人の開設する病院等（指定管理者として管理する病院等を含む。）の管理者は、必ず理事に加えること。ただし、医療法人が病院等を2以上開設する場合において、知事の認可を受けたときは、管理者（指定管理者として管理する病院等の管理者を除く。）の一部を理事に加えないことができる。

(2) 役員の資格等

- ア 精神の機能の障害により職務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者ではないこと。
- イ 医療法、医師法、歯科医師法その他医事関連法令により罰金以上の刑に処せられ、刑の執行又は執行猶予期間が終了してから2年を経過していない者ではないこと。
- ウ イに該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、刑の執行又は執行猶予期間が終了していない者ではないこと。
- エ 理事長は、医師又は歯科医師である理事のうちから選出すること。
- オ 役員は、原則として当該医療機関の開設・経営上利害関係にある営利法人等の役職員を兼務していないこと。
ただし、次の場合（開設者である法人の役員（監事を除く。）の過半数を超える場合を除く。）であって、かつ医療機関の非営利性に影響を与えないものであるときは、例外として取り扱うことができることとする。また、営利法人等との取引額が少額である場合も同様とする。
 - (ア) 営利法人等から物品の購入若しくは賃貸又は役務の提供の商取引がある場合であって、開設者である法人の代表者でないこと、営利法人等の規模が小さいことにより役職員を第三者に変更することが直ちには困難であること、契約の内容が妥当であると認められることのいずれも満たす場合
 - (イ) 営利法人等から法人が必要とする土地又は建物を賃借する商取引がある場合であって、営利法人等の規模が小さいことにより役職員を第三者に変更することが直ちには困難であること、契約の内容が妥当であると認められることのいずれも満たす場合
 - (ウ) 株式会社企業再生支援機構法又は株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法に基づき支援を受ける場合であって、両機構等から事業の再生に関する専門家の派遣を受ける場合（ただし、開設者である法人の代表者とならないこと。）
- カ 監事は、理事、評議員及び医療法人の職員を兼ねてはならないこと。
- キ 監事は、職務の性格上、理事の親族、会計帳簿の整理を行っている税理士等としな

いこと。

この場合、「親族」とは、6親等内の血族、配偶者及び3親等内の姻族をいう。

ク 監事は、法人の財務諸表を監査しうる者であること。

ケ 役員の任期は、2年を超えることはできないこと。ただし、再任は妨げないこと。

(3) 社員

ア 社団たる医療法人（以下「社団医療法人」という。）の場合、社員は3人以上置くこと。

イ 法人へ財産を拠出する者は、原則として社員とすること。

ウ 他の法人が社員となることはできないこと。

エ 社員は、社員総会において各1個の議決権を有すること。

3 社団医療法人の基金制度の採用

(1) 基金制度を採用する場合、次の事項を定款に定めること。

ア 基金の拠出者の権利に関する事項

イ 基金の返還の手続きに関する事項

ウ 基金の返還に係る債権には、利息を付することができない旨

(2) 次に掲げる手続き及びそれに伴う必要書面が整備されていること。

ア 募集要項の決定

イ 基金の申込み

ウ 基金の割当て

エ 基金拠出契約

* イ及びウは、基金を引受けようとする者がその総額の引き受けを行う契約を締結する場合には、該当しないものであること。

(3) 価額の総額が5百万円以上の現物拠出を行う場合は、その価額が相当であることについて、適当な弁護士、弁護士法人、公認会計士、監査法人、税理士又は税理士法人の証明（現物拠出財産が不動産である場合にあっては、当該証明及び不動産鑑定士の鑑定評価。）が必要であること。

4 附帯業務

医療法人の附帯業務は、その本来業務（病院等の運営）に支障のない限り行うことができるものであり、定款又は寄附行為に明確に規定されていることを要する。

5 医療法上の基準、手続等

(1) 既存の病院又は診療所について、その開設者が法人を設立する場合

ア 申請時において、医療従事者の標準定員が充足されていること。

イ 構造設備が適法であること。

(2) 新たに病院等を開設するために法人を設立する場合

ア 病院の場合、法人設立申請時に「病院の開設許可等に係る指導要綱（昭和58年3月29日静岡県告示第293号）」による事前協議が終了しており、病院を開設することが確実であること。

イ 診療所の場合、法人設立申請時に診療所の用に供する土地及び建物等の権利が明らかにされており、診療所を開設することが確実であること。また、平面図等で構造設備が適法であると認められること。

ウ 介護老人保健施設の場合、法人設立申請時に介護老人保健施設の用に供する土地及び建物等の権利が明らかにされており、介護老人保健施設を開設することが確実であ

ること。

6 会計年度

会計年度は、原則として4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。ただし、定款又は寄附行為において別の会計年度を定めることができる。

7 解散した場合の残余財産の帰属

(1) 合併及び破産手続開始の決定による解散の場合を除き、残余財産の帰属すべき者は、次に掲げる者のうちから選任されるよう、定款又は寄附行為に定めること。ただし、残余財産をすべて国庫に帰属させることとする場合は、この限りでない。

ア 国

イ 地方公共団体

ウ 医療法第31条に定める公的医療機関の開設者

エ 都道府県医師会又は郡市医師会(一般社団法人又は一般財団法人に限る。)であって、病院等を開設するもの又は病院等を開設する予定であるもの

オ 財団医療法人又は社団医療法人であって持分の定めのないもの

8 その他

(1) 剰余金の配当をしてはならないこと。

(2) 定款又は寄附行為が法令に違反しないこと。

第3章 定款又は寄附行為の変更

第2章の基準に照らして審査するが、次の事項に留意すること。

1 基金制度の採用

(1) 社会医療法人及び特定医療法人は、基金制度を採用することはできないこと。

(2) 社会医療法人の認定又は特定医療法人の承認を受けようとする医療法人にあつては、定款から基金に関する定めを削除する必要があること。

2 残余財産の帰属

持分の定めのない社団医療法人から持分の定めのある医療法人への移行はできないこと。

第4章 合併

1 合併の決議

(1) 社団医療法人は、社員総会において社員全員の同意を得なければ合併することができないこと。

(2) 財団医療法人は、寄附行為に合併をすることができる旨の定めがあり、かつ、理事会において理事の3分の2以上の同意を得なければ合併することができないこと。ただし、必要な理事の同意数については、寄附行為に別段の定めがある場合は、この限りでないこと。

2 財産目録、貸借対照表の作成

合併する医療法人は、知事が合併の認可を通知した日から2週間以内に、財産目録及び

貸借対照表を作成しなければならないこと。

3 債権者の保護

合併する医療法人は、知事が合併の認可を通知した日から2週間以内に、医療法第58条の4第1項に規定する公告及び判明している債権者に対する催告を行わなければならないこと。

4 残余財産の帰属

合併前の医療法人がいずれも持分の定めのある医療法人である場合には、新法人の定款又は寄附行為に残余財産の帰属すべき者として、第2章7(1)アからオまでに掲げる者以外の者を定めることができる。

第5章 分割

1 分割の決議

- (1) 社団医療法人は、社員総会において社員全員の同意を得なければ分割することができないこと。
- (2) 財団医療法人は、寄附行為に分割をすることができる旨の定めがあり、かつ、理事会において理事の3分の2以上の同意を得なければ分割することができないこと。ただし、寄附行為に別段の定めがある場合は、この限りでないこと。

2 財産目録、貸借対照表の作成

分割する医療法人は、知事が分割の認可を通知した日から2週間以内に、財産目録及び貸借対照表を作成しなければならないこと。

3 債権者の保護

分割する医療法人は、知事が分割の認可を通知した日から2週間以内に、医療法第60条の5第1項に規定する公告及び判明している債権者に対する催告を行わなければならないこと。

第6章 解散

1 解散事由

医療法人が解散しようとする場合は、社団医療法人は医療法第55条第1項各号に掲げる事由、財団医療法人は医療法第55条第3項各号に掲げる事由に該当することを要する。

2 残余財産の帰属処分

- (1) 解散した医療法人の残余財産は、定款又は寄附行為の規定により処分されること。
- (2) 平成19年3月31日以前に設立された医療法人又は設立認可の申請を行いその後設立された医療法人であり、定款又は寄附行為に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設けていないもの又は残余財産の帰属すべき者として医療法第44条第5項に規定する者以外の者を規定しているものについては、当分の間、旧医療法第56条の規定を適用する。ただし、当該医療法人が、残余財産の帰属すべき者に関する定款又は寄附行為の変更認可の申請を行った場合には、その認可を受けるまでの間とする。

第7章 医療法第46条の6第1項ただし書の規定による非医師（非歯科医師）理事長の特例認可

- 1 次の場合には、特例認可が行われること。
 - (1) 理事長が死亡し、又は重度の傷病により理事長の職務を継続することが不可能となった際に、その子女が、医科又は歯科大学（医学部又は歯学部）在学中か、又は卒業後、臨床研修その他の研修を終えるまでの間、医師又は歯科医師でない配偶者等が理事長に就任しようとする場合。
 - (2) 特定医療法人又は社会医療法人の場合。（平成 24 年 3 月 31 日まで特別医療法人を含む。）
 - (3) 地域医療支援病院を運営している医療法人の場合。
 - (4) 公益財団法人日本医療機能評価機構が行う病院機能評価による認定を受けた医療機関を運営している医療法人の場合。
- 2 次の場合には、静岡県医療審議会医療法人部会の意見を聴いて特例認可が行われること。
 - (1) 既存の医療法人が、次のすべての事項に該当する場合。
 - ア 医療法人の理事のうち、親族関係を有する者及び法人と特殊の関係にある者の合計が、理事数の 3 分の 1 以下である場合。

この場合、「親族関係を有する者」とは、6 親等内の血族、配偶者及び 3 親等内の姻族関係を有する者をいい、「法人と特殊の関係にある者」とは、次に掲げる者をいい、以下においても同じとする。

 - (ア) 医療法人の開設・運営上利害関係にある営利法人等の役職員
 - (イ) 被選任者及び親族関係を有する理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
 - イ 医療法人の運営が、医療法の規定に基づいて適正に行われていること。

この場合、「適正に行われている」とは、病院又は診療所が、医療法第 25 条第 1 項の規定に基づく立入検査において、過去 5 年間にわたって、指導を受けていない又は指導を受けた事項が改善されていること及び経営が安定的に推移し健全であることをいう。
 - ウ 法人の開設する病院等（指定管理者として管理する病院等を含む。）に勤務している常勤医師（常勤歯科医師）が、理事長に就任することができない特段の理由を有すること。

この場合、「特段の理由」とは、合理的かつやむを得ない理由であることを要し、単に就任を希望する者がいないという理由は該当しない。
 - エ 医師（歯科医師）理事長を選任することについて、具体的な計画を有しており、かつ選任に要する期間が妥当であると認められる場合。

この場合、「期間が妥当である」とは、必要最小限と認められる概ね 2 年以内の期間であることをいう。
 - * この基準により、認可を受けた者は、医師（歯科医師）理事長の選任が完了するまでの間、認可の日から 6 ヶ月ごとに医師（歯科医師）理事長の選任に係る進捗状況を報告すること。
 - (2) 理事の 3 分の 2 以上が医師又は歯科医師である医療法人、又は理事のうち、親族関係を有する者及び法人と特殊の関係にある者の合計が、理事数の 3 分の 1 以下である医療法人であって、被選任者が次の事項のいずれかに該当する者であると認められる場合。
 - ア 医療機関経営を行っている公益法人、社会福祉法人及び学校法人の常任の役員であって、当該医療機関の経営を常任として担当した経験が 7 年以上あった者。

- イ 公的医療機関等の開設主体の常任として担当した経験が7年以上あった者。
 - ウ 医療経営学、医療経済学に関し、大学教授の職にあった者その他医療に関する相当の知識を有すると考えられる者。
 - * この基準により、認可を受けた者は、基準に該当しなくなったときは、直ちに認可の取消しを願い出ること。
- 3 1 (2)、(3)、(4) 及び2の取扱いに当たっては、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する組織の構成員又は関係者が役員に就任していないこと、また、就任するおそれがないことを十分確認すること。

第8章 医療法第46条の5第6項ただし書の規定による管理者の理事特例認可

- 1 多数の病院等を開設する医療法人において、当該管理者が離島等法人の主たる事務所から遠隔地にある病院等の管理者である場合に認可する。
- 2 1に該当する場合でも、可能な限り、すべての管理者を理事に加える。

附 則

この要領は昭和62年7月17日から施行する。

附 則

この要領の変更は、平成5年11月18日から施行する。

附 則

この要領の変更は、平成14年9月27日から施行する。

附 則

この要領の変更は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この要領の変更は、平成23年4月1日から施行し、同日以後の申請に係る各種認可について適用する。

附 則

この要領の変更は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要領の変更は、令和2年12月9日から施行する。